

新	旧
<p>申立書（未成年後見人）（様式第4号）</p> <p>(7) 職員が法第4条第1項第2号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにした市町村長が証明した児童手当_____父母指定者指定届受領証</p> <p>(8) 職員が法第4条第1項第1号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにした監護・生計維持に関する申立書（様式第5号）</p> <p>(9) 職員が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であって、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにした児童手当_____の受給資格に係る申立書（様式第6号）</p> <p>(10) 児童の兄姉等のうち留学等により日本国内に住所を有しない場合は、当該事実を明らかにした児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童の兄姉等用）（様式第15号）</p> <p>(11) 児童の兄姉等については、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っているときは、当該事実を明らかにした監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第16号） ただし、児童とその児童の兄姉等の合計人数が3人以上の場合に限る。</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、第1項の規定による認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。 ただし、認定請求書の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対して認定請求書を返戻又は保留するものとする。</p> <p>(1) 児童手当等の受給資格があるものと認めたときは、支給額を決定し、児童手当_____認定通知書（様式第7号。以下「認定通知書」という。）により当該職員に通知するとともに、児童手当受給者台帳（様式第9号。以下「受給者台帳」という。）を作成し送付するものとする。</p> <p>(2) 受給資格がないものと認めたときは、児童手当_____認定請求却下通知書（様式第8号）により当該職員に通知するものとする。</p> <p>4 本庁各課長及び市町村立学校長は、前項の規定による認定請求書の提出を受けたときは、記載事項の確認を行い、速やかに、本庁各課にあたっては福利課長に、市町村学校にあたっては教育事務所長に進達するものとする。</p> <p>5 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による認定請求書の進達を受けたときは、その内容を審査し、第3項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>(改定の請求) 第3条 児童手当等の支給を受けている職員（以下「受給者」という。）が、法第9条第1項の規定による児童手当等の額の改定の請求を行う場合には、児童手当_____額改定請求書（様式第1号。以下「改定請求書」という。）を所属長に提出しなければ</p>	<p>申立書（未成年後見人）（様式第4号）</p> <p>(7) 職員が法第4条第1項第2号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにした市町村長が証明した児童手当・特例給付父母指定者指定届受領証</p> <p>(8) 職員が法第4条第1項第1号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにした監護・生計維持に関する申立書（様式第5号）</p> <p>(9) 職員が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であって、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにした児童手当・特例給付の受給資格に係る申立書（様式第6号）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、第1項の規定による認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。 ただし、認定請求書の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対して認定請求書を返戻又は保留するものとする。</p> <p>(1) 児童手当等の受給資格があるものと認めたときは、支給額を決定し、児童手当・特例給付認定通知書（様式第7号。以下「認定通知書」という。）により当該職員に通知する_____ものとする。</p> <p>(2) 受給資格がないものと認めたときは、児童手当・特例給付認定請求却下通知書（様式第8号）により当該職員に通知するものとする。</p> <p>4 本庁各課長及び市町村立学校長は、前項の規定による認定請求書の提出を受けたときは、記載事項の確認を行い、速やかに、本庁各課にあたっては福利課長に、市町村学校にあたっては教育事務所長に進達するものとする。</p> <p>5 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による認定請求書の進達を受けたときは、その内容を審査し、第3項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>(改定の請求) 第3条 児童手当等の支給を受けている職員（以下「受給者」という。）が、法第9条第1項の規定による児童手当等の額の改定の請求を行う場合には、児童手当・特例給付額改定請求書（様式第1号。以下「改定請求書」という。）を所属長に提出しなければ</p>

新	旧
<p>ならない。</p> <p>2 前項の規定による改定請求書には、児童手当等の額の増額の原因となる児童に係る前条第2項第1号及び第4号から第9号までの各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、第1項の規定による改定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。 ただし、改定請求書の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対して改定請求書を返戻又は保留するものとする。</p> <p>(1) 手当額を改定すべきものと認めるときは、その額を決定し、児童手当額改定通知書(様式第10号。以下「改定通知書」という。)により当該職員に通知するとともに、改定に係る事実を記入した受給者台帳を作成し送付するものとする。</p> <p>(2) 手当額を改定すべきものと認められないときは、児童手当額改定請求却下通知書(様式第8号)により当該職員に通知するものとする。</p> <p>4 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項の規定による改定請求書の提出を受けたときは、前条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>5 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による改定請求書の進達を受けたときは、その内容を審査し、第3項の規定の例により処理するものとする。</p>	<p>ならない。</p> <p>2 前項の規定による改定請求書には、児童手当等の額の増額の原因となる児童に係る前条第2項第1号及び第4号から第9号までの各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、第1項の規定による改定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。 ただし、改定請求書の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対して改定請求書を返戻又は保留するものとする。</p> <p>(1) 手当額を改定すべきものと認めるときは、その額を決定し、児童手当・特例給付額改定通知書(様式第10号。以下「改定通知書」という。)により当該職員に通知するものとする。</p> <p>(2) 手当額を改定すべきものと認められないときは、児童手当・特例給付額改定請求却下通知書(様式第8号)により当該職員に通知するものとする。</p> <p>4 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項の規定による改定請求書の提出を受けたときは、前条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>5 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による改定請求書の進達を受けたときは、その内容を審査し、第3項の規定の例により処理するものとする。</p>
<p>(改定届及び職権による改定)</p> <p>第4条 受給者は、法第9条第3項の規定による児童手当等の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、児童手当額改定届(様式第1号。以下「改定届」という。)を所属長に提出しなければならない。</p> <p>なお、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 支給要件児童のうち3歳未満支給対象児童(法第6条第2項第5号に規定する3歳未満の支給対象児童をいう。)が3歳以上支給対象児童(同項4号に規定する3歳以上の支給対象児童をいう。次号において同じ。)となったことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。</p> <hr/> <p>(2) 支給要件児童のうち3歳以上支給対象児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。</p> <p>(3) 児童の兄弟等が22歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。</p> <p>2 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、前項の規定による改定届の提出を受けたときは、その内容を審査し、その額を改定し、改定通知書により当該職員に通知するものとする。</p> <p>3 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項の規定による改定届の提出を受けたときは、第2条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>4 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による改定届の提出を受けたときは、第</p>	<p>(改定届及び職権による改定)</p> <p>第4条 受給者は、法第9条第3項の規定による児童手当等の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、児童手当・特例給付額改定届(様式第1号。以下「改定届」という。)を所属長に提出しなければならない。</p> <p>なお、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 支給要件児童のうち3歳に満たない児童(法第6条第1項第1号イに規定する3歳に満たない児童をいう。)が3歳以上小学校修了前の児童(同号イに規定する3歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。)となったことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。</p> <p>(2) 支給要件児童のうち3歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童(法第6条第1項第1号イに規定する児童をいう。次号及び第8条第1項において同じ。)となったことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。</p> <p>(3) 支給要件児童のうち3歳以上支給対象児童小学校修了後中学校修了前の児童が15歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。</p> <p>(4) 支給要件児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。</p> <p>2 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、前項の規定による改定届の提出を受けたときは、その内容を審査し、その額を改定し、改定通知書により当該職員に通知するものとする。</p> <p>3 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項の規定による改定届の提出を受けたときは、第2条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>4 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による改定届の提出を受けたときは、第</p>

新	旧
<p>2項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>5 教育長は、受給者から第1項の規定による改定届の提出がない場合においても、額を改定すべきものと認めるときは、その額を改定し、改定通知書により当該職員に通知するとともに、改定に係る事実を記入した <u>受給者台帳</u> を作成し、<u>教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長</u>に送付するものとする。</p> <p>(現況届)</p> <p>第5条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における省令第4条第1項の規定による届出(様式第11号。以下「現況届」という。)を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による現況届は、第2条第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、第1項の規定による現況届の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。 ただし、現況届の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対して現況届を返戻又は保留するものとする。</p> <p>(1) 令第14条第1項又は第2項の規定による認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めるときは、支給額を決定し、認定通知書により当該職員に通知するとともに、<u>受給者台帳を作成し送付する</u>ものとする。</p> <p>(2) 支給事由が消滅したと認めるときは、児童手当 <u>支給事由消滅通知書</u>(様式第12号。以下「支給事由消滅通知書」という。)により当該職員に通知するものとする。</p> <p>4 所属長は、6月30日までに現況届が提出されていない場合は、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない当該職員については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>5 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項に規定する現況届の提出を受けたときは、第2条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>6 福利課長及び教育事務所長は、前項に規定する現況届の提出を受けたときは、第3項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>(氏名変更届)</p> <p>第6条 受給者は、氏名を変更したとき又は氏名を変更した児童があるときは、14日以内に、児童手当 <u>氏名変更届</u>(様式第1号。以下「氏名変更届」という。)を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による氏名変更届には、戸籍謄本の写し等氏名を変更したことを明らかにする書類を添えなければならない。</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、前項の規定による氏名変更届の提出を受けたときは、その内容を <u>審査し、氏名変更に係る事項を記入した受給者台帳を作成</u>するものとする。 ただし、氏名変更届の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対し</p>	<p>2項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>5 教育長は、受給者から第1項の規定による改定届の提出がない場合においても、額を改定すべきものと認めるときは、その額を改定し、改定通知書により当該職員に通知するとともに、改定に係る事実を記入した <u>児童手当・特例給付受給者台帳</u>(様式第9号。以下「受給者台帳」という。)を作成し、<u>教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長</u>に送付するものとする。</p> <p>(現況届)</p> <p>第5条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における省令第4条第1項の規定による届出(様式第11号。以下「現況届」という。)を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による現況届は、第2条第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、第1項の規定による現況届の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。 ただし、現況届の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対して現況届を返戻又は保留するものとする。</p> <p>(1) 令第14条第1項又は第2項の規定による認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めるときは、支給額を決定し、認定通知書により当該職員に通知する <u>ものとする。</u></p> <p>(2) 支給事由が消滅したと認めるときは、児童手当 <u>・特例給付支給事由消滅通知書</u>(様式第12号。以下「支給事由消滅通知書」という。)により当該職員に通知するものとする。</p> <p>4 所属長は、6月30日までに現況届が提出されていない場合は、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない当該職員については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>5 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項に規定する現況届の提出を受けたときは、第2条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>6 福利課長及び教育事務所長は、前項に規定する現況届の提出を受けたときは、第3項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>(氏名変更届)</p> <p>第6条 受給者は、氏名を変更したとき又は氏名を変更した児童があるときは、14日以内に、児童手当 <u>・特例給付氏名変更届</u>(様式第1号。以下「氏名変更届」という。)を所属長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による氏名変更届には、戸籍謄本の写し等氏名を変更したことを明らかにする書類を添えなければならない。</p> <p>3 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、前項の規定による氏名変更届の提出を受けたときは、その内容を <u>確認</u>するものとする。 ただし、氏名変更届の記載及びその添付書類に不備があるときは、当該職員に対し</p>

新	旧
<p>4 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による受給事由消滅届の進達を受けたときは、第2項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>5 教育長は、受給者から第1項の規定による受給事由消滅届の提出がない場合においても、支給を消滅すべきものと認めるときは、支給事由消滅通知書により当該職員に通知し消滅することができるものとする。</p> <p>(未支払の児童手当の請求)</p> <p>第9条 法第12条第1項に規定する未支払の児童手当等を受けようとする者は、未支払児童手当 <u> </u> 請求書(様式第13号。以下「未支払請求書」という。)を所属長へ提出しなければならない。</p> <p>2 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、前項の規定による未支払請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 未支払の児童手当等を支給すべきものと認めるときは、未支払児童手当 <u> </u> 支給決定通知書(様式第14号)により請求者に通知するものとする。</p> <p>(2) 未支払の児童手当等の支給要件に該当しないものと認めるときは、未支払児童手当 <u> </u> 請求却下通知書(様式第8号)により請求者に通知するものとする。</p> <p>3 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項の規定による未支払請求書の提出を受けたときは、第2条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>4 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による未支払請求書の進達を受けたときは、第2項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領の改正は、平成27年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領の改正は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領の改正は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による改正後の規定は平成31年6月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年5月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領の改正は、令和3年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領の改正は、令和4年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領の改正は、令和6年10月1日から施行する。</p>	<p>4 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による受給事由消滅届の進達を受けたときは、第2項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>5 教育長は、受給者から第1項の規定による受給事由消滅届の提出がない場合においても、支給を消滅すべきものと認めるときは、支給事由消滅通知書により当該職員に通知し消滅することができるものとする。</p> <p>(未支払の児童手当の請求)</p> <p>第9条 法第12条第1項に規定する未支払の児童手当等を受けようとする者は、未支払児童手当・特例給付請求書(様式第13号。以下「未支払請求書」という。)を所属長へ提出しなければならない。</p> <p>2 教育事務所長、教育機関の長及び県立学校長は、前項の規定による未支払請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 未支払の児童手当等を支給すべきものと認めるときは、未支払児童手当・特例給付支給決定通知書(様式第14号)により請求者に通知するものとする。</p> <p>(2) 未支払の児童手当等の支給要件に該当しないものと認めるときは、未支払児童手当・特例給付請求却下通知書(様式第8号)により請求者に通知するものとする。</p> <p>3 本庁各課長及び市町村立学校長は、第1項の規定による未支払請求書の提出を受けたときは、第2条第4項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>4 福利課長及び教育事務所長は、前項の規定による未支払請求書の進達を受けたときは、第2項の規定の例により処理するものとする。</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領の改正は、平成27年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領の改正は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領の改正は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による改正後の規定は平成31年6月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年5月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領の改正は、令和3年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領の改正は、令和4年9月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>2 この要領による改正後の規定は令和6年10月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年9月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

新

様式第1号

様式第1号 届出区分 児童手当 認定請求書(新規認定) 児童手当 課改定額(減額改定) 児童手当 住所変更届 口座情報変更届 児童手当 特別給付認定請求書(新規認定) 児童手当 特別給付課改定額(減額改定) 児童手当 特別給付住所変更届 口座情報変更届 児童手当 特別給付支給事由(減額) 児童手当 特別給付支給事由(減額) 児童手当 特別給付氏名変更届

福島県教育委員会教育長 様 (請求者情報) 年 月 日 提出

所属コード 職員番号 生年月日 年 月 日 住所 所属名 氏名 配偶者の有無 配属者の有無 配属者 勤務公署

児童手当 届出先口座情報 金融機関名 支店名 支店コード 種別 口座番号 口座名義人名(カナ) (請求者本人の口座を記入すること)

「児童情報」18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子を生計していただき、(減額の原因となる子についても記入してください。)

姓	名	続柄	生年月日	同居別居の別	監護の有無	生計関係	別	居	住	所	備	考
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						

「児童の兄弟等」18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子を生計していただき、(減額の原因となる子についても記入してください。)

姓	名	続柄	生年月日	同居別居の別	監護の有無	生計費負担の有無	別	居	住	所	備	考
				同・別	有・無	有・無						
				同・別	有・無	有・無						
				同・別	有・無	有・無						

「所得等情報」

所得の状況 年分所得額 円

所得の合計額	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額(障害者・特障人)	寡婦・ひとり親・勤労学生控除額	児童手当法施行令第3条第1項による控除
円	円	円	円	円	円	円

「所得の状況」欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分)については、前々年をいいます。以下同様です。所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

(記入上の注意)

- 「届出区分」の該当する項目に✓を入れてください。
- 請求者及び児童の住所は、住民票上の住所を記入してください。なお、震災等の影響で住民票上の住所に居住していない場合は、上記にカッコ書きで実際居住している住所を記入してください。
- 配偶者が給与系等適用職員である場合は、「請求者」欄の「配偶者氏名」及び「配偶者勤務公署」を記入してください。
- 「児童」の欄について
 - 職員と別居している場合は、「別居住所」の欄に住所を記入してください。
 - 「生計関係」の欄について
 - 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子を生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
 - 「備考」の欄について
 - 申請の理由(「出生」、「監護の要件を欠いた」等)を記入してください。
 - 今回申請する児童に係る児童手当について、他の認定権者(市町村民、他県の教育長、県知事等)から児童手当等を受給している場合には、他の認定権者での消滅日及び最終受給月を記入してください。
 - 児童が海外留学をしている場合は、出国した年月を記入してください。
 - 児童との関係で、未成年後見人又は父母指定者の場合は、その旨記入してください。
- 「児童の兄弟等」の欄について
 - 職員と別居している場合は、「別居住所」の欄に住所を記入してください。
 - 「生計費負担の有無」の欄について

「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子を生計を同じくしているときに○で囲んでください。例えば、請求者の子が請求者の収入以外の日常生活費の合計額又は一定額を負担しており、かつ、これを全額又は大半の生活費を維持することになっている場合には、これを○で囲んでください。例えば、請求者の子が請求者の収入以外の日常生活費の合計額又は一定額を負担しているが、別居している請求者本人生活費の一部を仕立てている場合は該当しません。
 - 「監護の有無」の欄について

監護に相当する日常生活上の監護及び必要な養育をしている場合には、これを○で囲んでください。
 - 「備考」の欄について

同一に申請した子が海外留学をしている場合は、出国した年月を記入してください。
- 「所得の状況」の欄について

22歳以上の児童を養育(養育)しつつ、生計を同じくする小又は生計を維持することになります。している場合には記入してください。なお、配偶者には、児童を養育した当時所得の届出をしていないが、請求者や妻(夫)が所得控除額と同様の事情に該当する場合は、請求者や妻(夫)の所得額を記入してください。

請求者の前年(1月から5月までの月分)については、前々年をいいます。以下同様です。所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

旧

様式第1号

様式第1号 届出区分 児童手当 特別給付認定請求書(新規認定) 児童手当 特別給付課改定額(減額改定) 児童手当 特別給付住所変更届 口座情報変更届 児童手当 特別給付支給事由(減額) 児童手当 特別給付支給事由(減額) 児童手当 特別給付氏名変更届

福島県教育委員会教育長 様 (請求者情報) 年 月 日 提出

所属コード 職員番号 生年月日 年 月 日 住所 所属名 氏名 配偶者の有無 配属者の有無 配属者 勤務公署

児童手当 届出先口座情報 金融機関名 支店名 支店コード 種別 口座番号 口座名義人名(カナ) (請求者本人の口座を記入すること)

「児童情報」18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子を生計していただき、(減額の原因となる子どもについても記入してください。)

姓	名	続柄	生年月日	同居別居の別	監護の有無	生計関係	別	居	住	所	備	考
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						
				同・別	有・無	同・維持						

「所得等情報」

所得の状況 年分所得額 円

所得の合計額	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額(障害者・特障人)	寡婦・ひとり親・勤労学生控除額	児童手当法施行令第3条第1項による控除
円	円	円	円	円	円	円

「所得の状況」欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分)については、前々年をいいます。以下同様です。所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

(記入上の注意)

- 「届出区分」の該当する項目に✓を入れてください。
- 請求者及び児童の住所は、住民票上の住所を記入してください。なお、震災等の影響で住民票上の住所に居住していない場合は、上記にカッコ書きで実際居住している住所を記入してください。
- 配偶者が給与系等適用職員である場合は、「請求者」欄の「配偶者氏名」及び「配偶者勤務公署」を記入してください。
- 「児童」の欄について
 - 職員と別居している場合は、「別居住所」の欄に住所を記入してください。
 - 「生計関係」の欄について
 - 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子を生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
 - 「備考」の欄について
 - 申請の理由(「出生」、「監護の要件を欠いた」等)を記入してください。
 - 今回申請する児童に係る児童手当について、他の認定権者(市町村民、他県の教育委員長、県知事等)から児童手当等を受給している場合には、他の認定権者での消滅日及び最終受給月を記入してください。
 - 児童が海外留学をしている場合は、出国した年月を記入してください。
 - 児童との関係で、未成年後見人又は父母指定者の場合は、その旨記入してください。
- 「所得の状況」の欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分)については、前々年をいいます。以下同様です。所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 「扶養親族等及び児童の数の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を記入してください。

新

様式第2号

様式第2号

児童手当_____に係る海外留学に関する申立書 (児童用)

福島県教育委員会教育長 様

【申立人】

所 属

氏 名

私は、「児童手当法」第3条に定める留学等により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留学している児童の状況等	(1)	氏名〔性別〕 (生年月日)	(男・女) (年 月 日生)
	(2)	留学期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地(国名・居住地)	
	(6)	児童と同居している者の氏名(続柄)	・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 -

(裏面に続く)

旧

様式第2号

様式第2号

児童手当・特例給付に係る海外留学に関する申立書_____

福島県教育委員会教育長 様

【申立人】

所 属

氏 名

私は、「児童手当法」第3条に定める留学等により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留学している児童の状況等	(1)	氏名〔性別〕 (生年月日)	(男・女) (年 月 日生)
	(2)	留学期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地(国名・居住地)	
	(6)	児童と同居している者の氏名(続柄)	・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 -

(裏面に続く)

新

様式第2号 (裏面)

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名(続柄)	住所
			()	〒 -
			()	〒 -
3 添付書類	(添付したものに)			
	<input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書等) <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) <input type="checkbox"/> 翻訳書 (添付書類が外国語で記載されている場合)			

(記入上の注意)

- 1 (2)「留学期間(予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日(予定日)を記入してください。
- 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況(日本国内の居住状況については住民票上の住所)を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2 (2)「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人(児童手当 の請求者)と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類(留学先の教育機関等から発行される在学証明書等)を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者(親族以外)の方の翻訳書を併せて添付してください(当該翻訳書に翻訳者の署名、押印及び連絡先を記載してください)。

旧

様式第2号 (裏面)

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名(続柄)	住所
			()	〒 -
			()	〒 -
3 添付書類	(添付したものに)			
	<input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書等) <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) <input type="checkbox"/> 翻訳書 (添付書類が外国語で記載されている場合)			

(記入上の注意)

- 1 (2)「留学期間(予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日(予定日)を記入してください。
- 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況(日本国内の居住状況については住民票上の住所)を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2 (2)「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人(児童手当・特例給付の請求者)と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類(留学先の教育機関等から発行される在学証明書等)を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者(親族以外)の方の翻訳書を併せて添付してください(当該翻訳書に翻訳者の署名、押印及び連絡先を記載してください)。

新

様式第3号 (略)
様式第4号

様式第4号

児童手当 の受給資格に係る申立書
(未成年後見人)

福島県教育委員会教育長 様

【申立人】
所 属

氏 名

私は、児童の未成年後見人であることを当該児童の戸籍抄本を添えて申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1	未成年被後見人である児童の氏名等	氏 名		性別	生年月日
					男・女
				男・女	年 月 日生
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等	
		父		〒 -	勤務先：
		母		〒 -	勤務先：

(注) 父又は母が公務員の場合は、勤務先を記入してください。(公務員でない場合は記入不要です。)

様式第5号 (略)

旧

様式第3号 (略)
様式第4号

様式第4号

児童手当・特例給付 の受給資格に係る申立書
(未成年後見人)

福島県教育委員会教育長 様

【申立人】
所 属

氏 名

私は、児童の未成年後見人であることを当該児童の戸籍抄本を添えて申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1	未成年被後見人である児童の氏名等	氏 名		性別	生年月日
					男・女
				男・女	年 月 日生
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等	
		父		〒 -	勤務先：
		母		〒 -	勤務先：

(注) 父又は母が公務員の場合は、勤務先を記入してください。(公務員でない場合は記入不要です。)

様式第5号 (略)

新

旧

様式第6号

様式第6号

様式第6号

様式第6号

児童手当_____の受給資格に係る申立書

児童手当・**特例給付**の受給資格に係る申立書

福島県教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長 様

【申立人】
所 属

氏 名

【申立人】
所 属

氏 名

私は、「児童手当法」(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

私は、「児童手当法」(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

記

同居している児童	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
別居している配偶者(上記児童の親)の状況	氏名	
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 - 勤務先:
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に〚、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添(※)	

同居している児童	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
別居している配偶者(上記児童の親)の状況	氏名	
	上記子どもとの続柄	
	住 所	〒 - 勤務先:
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に〚、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添(※)	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等)を添付してください。

※離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等)を添付してください。

新	旧
<p>様式第7号</p> <p>(様式第7号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属)</p> <p>(氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 _____ 認定通知書</p> <p>さきに請求のありました児童手当 _____ については、下記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支給対象となる<u>児童</u>の数 人</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 人</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳以上 人</p> <p style="padding-left: 20px;">うち第3子以降 人</p> <p>2 手当月額 円</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 円</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳以上 円</p> <p style="padding-left: 20px;">うち第3子以降 円</p> <p>3 <u>支給開始年月</u> 年 月 から</p> <p>4 <u>支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由</u> ()</p>	<p>様式第7号</p> <p>(様式第7号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属)</p> <p>(氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当・<u>特例給付</u> 認定通知書</p> <p>さきに請求のありました児童手当・<u>特例給付</u>について、下記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支給対象となる<u>子ども</u>の数 人</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3歳以上小学校修了前</u> 人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>中学生</u> 人</p> <p>2 手当月額 円</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 円</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳以上小学校修了前 円</p> <p style="padding-left: 20px;">中学生 円</p> <p>3 <u>区分</u> <u>所得制限限度額未満</u> <u>所得制限限度額以上</u></p> <p>4 <u>支給開始年月</u> 年 月 から</p> <p>5 <u>支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由</u> ()</p>

新	旧
<p>様式第8号 (様式第8号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属) (氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長</p> <p>児童手当 _____ 認定 児童手当 _____ 額改定 請求却下通知書 未支払児童手当 _____</p> <p>令和 年 月 日付で請求のありました 児童手当 _____ の認定 児童手当 _____ の額改定 に 未支払児童手当 _____ の支給</p> <p>については、下記の理由で請求を却下しましたので通知します。 この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>却下した理由</p>	<p>様式第8号 (様式第8号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属) (氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長</p> <p>児童手当・特例給付 認定 児童手当・特例給付 額改定 請求却下通知書 未支払児童手当・特例給付</p> <p>令和 年 月 日付で請求のありました 児童手当・特例給付 の認定 児童手当・特例給付 の額改定 に 未支払児童手当・特例給付 の支給</p> <p>については、下記の理由で請求を却下しましたので通知します。 この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>却下した理由</p>

新

様式第9号
(様式第9号)

児童手当 _____ 受給者台帳

_____年 月 日 現在

受給者	所属	職員番号	氏名	生年月日	性別			
	職員の住所				配偶者の有無 有・無			
	現況届の有無	前年の所得の状況	円					
	認定年月日	支給開始		支給消滅				
		事由	年月	算定数	支給月額	事由	年月日	
	改定1			改定2				
	事由	変更年月	算定数	月額	事由	変更年月	算定数	月額
	改定3			改定4				
	事由	変更年月	算定数	月額	事由	変更年月	算定数	月額
	支給対象となる児童等	児童氏名	続柄	生年月日	同居別居	監護有無	生計関係	支給終了年月
児童の兄弟等氏名		続柄	生年月日	同居別居	監護相当有無	生計費負担		備考
別居1の住所								
別居2の住所								
		金融機関名	支店名	口座種別	口座番号			
口座振込先								

旧

様式第9号
(様式第9号)

児童手当・特例給付受給者台帳

所得制限限度額未満
所得制限限度額以上

_____年 月 日 現在

受給者	所属	職員番号	氏名	生年月日	性別			
	職員の住所				配偶者の有無 有・無			
	現況届の有無	前年の所得の状況	円	扶養親族・子ども数 (老人)	人 (人)			
	認定年月日	支給開始		支給消滅				
		事由	年月	算定数	支給月額	事由	年月日	
	改定1			改定2				
	事由	変更年月	算定数	月額	事由	変更年月	算定数	月額
	改定3			改定4				
	事由	変更年月	算定数	月額	事由	変更年月	算定数	月額
	支給対象となる児童	児童氏名	続柄	生年月日	同居別居	監護有無	生計関係	支給終了年月
別居1の住所								
別居2の住所								
	金融機関名	支店名	口座種別	口座番号				
口座振込先								

新	旧
<p>様式第10号</p> <p>(様式第10号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属)</p> <p>(氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 <u> </u> 額改定通知書</p> <p>児童手当 <u> </u> の額の改定については、下記のとおり改定しましたので通知します。 この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改定後の支給対象となる <u>児童</u> の数 人</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3歳以上</u> 人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>うち第3子以降</u> 人</p> <p>2 改定後の手当月額 円</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 円</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3歳以上</u> 円</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>うち第3子以降</u> 円</p> <p><u>3 改定年月</u> 年 月 から</p> <p><u>4 改定の理由</u></p>	<p>様式第10号</p> <p>(様式第10号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属)</p> <p>(氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当・<u>特例給付</u> 額改定通知書</p> <p>児童手当・<u>特例給付</u> の額の改定については、下記のとおり改定しましたので通知します。 この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改定後の支給対象となる <u>子ども</u> の数 人</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3歳以上小学校修了前</u> 人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>中学生</u> 人</p> <p>2 改定後の手当月額 円</p> <p style="padding-left: 20px;">3歳未満 円</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3歳以上小学校修了前</u> 円</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>中学生</u> 円</p> <p><u>3 区分</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>所得制限限度額未満</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>所得制限限度額以上</u></p> <p><u>4 改定年月</u> 年 月 から</p> <p><u>5 改定の理由</u></p>

新

様式第11号

様式第11号
福島県教育委員会教育長 様

児童手当 現況届

Form with fields for affiliation code, name, employee number, and child details. Includes a table for child information with columns for name, surname, birth date, residence, and guardianship status.

[注意]
児童の兄弟等との「監護相当の有無」「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本届と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。
(児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)

Table for decision-making process with columns for decision type, staff, and start date.

- 1 児童手当の受給者は、6月1日から同月30日までの間に、本年6月1日の現況について、この届を提出してください。
2 「氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
3 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
4 「職業」「性別」「生年月日」「配偶者の有無」の欄は、受給者が個人である場合は記入する必要があります。
5 「配偶者の氏名」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。
6 「児童」の欄は、受給者が養育(監護)し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。
7 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
8 「児童の兄弟等」の欄は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
9 「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要医療をしている場合には、「有」を記入してください。
10 「生計費の負担の有無」の欄は、⑩の欄に記入した子が受給者の収入よりその日常生活の全額又は一部を負担しており、これを欠くと通常の生活を維持することができない場合には「有」を記入してください。
11 「18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合には、⑩の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
12 「所得の状況」の欄は、受給者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
13 この届には、次の書類を添えて提出してください。
① 児童又は児童の兄弟等が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の会員の住民票の写し
② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを示せる書類
③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑧ 受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
⑨ 児童の兄弟等の欄「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、受給者が当該子について、監護相当・生計費の負担があることについてわかる書類
⑩ 児童の兄弟等の欄「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

旧

様式第11号

様式第11号
福島県教育委員会教育長 様

児童手当・特例給付 現況届

Form similar to the new version but with an additional column for 'Special Payment' (特例給付) in the child information table and a corresponding section in the income summary table.

[注意]
児童の兄弟等との「監護相当の有無」「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本届と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。
(児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)

Table for decision-making process, similar to the new version.

- 1 児童手当又は特例給付の受給者は、6月1日から同月30日までの間に、本年6月1日の現況について、この届を提出してください。
2 「氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
3 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
4 「職業」「性別」「生年月日」「配偶者の有無」「加入している年金等の年金手帳・組合員証又は加入者証の種別」「介護所得の有無」「扶養親族等及び児童の数」の欄は、受給者が個人である場合は記入する必要があります。
5 「配偶者の氏名」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。
6 「児童」の欄は、受給者が養育(監護)し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。
7 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
8 「児童の兄弟等」の欄は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
9 「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要医療をしている場合には、「有」を記入してください。
10 「生計費の負担の有無」の欄は、⑩の欄に記入した子が受給者の収入よりその日常生活の全額又は一部を負担しており、これを欠くと通常の生活を維持することができない場合には「有」を記入してください。
11 「18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合には、⑩の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
12 「所得の状況」の欄は、受給者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
13 この届には、次の書類を添えて提出してください。
① 児童又は児童の兄弟等が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の会員の住民票の写し
② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを示せる書類
③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑧ 受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

新	旧
<p>様式第12号</p> <p>(様式第12号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属)</p> <p>(氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p>児童手当 <u> </u> 支給事由消滅通知書</p> <p>下記のとおり児童手当 <u> </u> の支給事由が消滅しましたので通知します。 この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 消滅した年月日 年 月 日</p> <p>2 消滅の理由 ()</p>	<p>様式第12号</p> <p>(様式第12号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属)</p> <p>(氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p>児童手当・<u>特例給付</u> 支給事由消滅通知書</p> <p>下記のとおり児童手当・<u>特例給付</u> の支給事由が消滅しましたので通知します。 この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 消滅した年月日 年 月 日</p> <p>2 消滅の理由 ()</p>

新

様式第13号

(様式第13号)

未支払 児童手当 _____ 請求書												
死亡した受給者	死亡時の所属					所属コード						
	氏名					死亡年月日						
	職員番号											
養育していた児童	氏名	続柄	住所				手当月額					
							円					
							円					
児童の兄弟等	氏名	続柄	住所				手当月額					
							円					
							円					
請求内容	受給済期間	年	月	分	まで	請求者の手当月額(A)	円	請求月数(B)	ヶ月分			
	請求期間	年	月	分	から	請求金額(A)×(B)	円					
支払希望金融機関	金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種別	口座番号	口座名義人(か)					
備考												
<p>____年 ____月 ____日</p> <p>福島県教育委員会教育長 様</p> <p>(請求者)</p> <p>住所 _____</p> <p>死亡者との続柄 _____</p> <p>氏名 _____</p>												
※ 処理	支給決定 請求却下	決定年月日				通知	第 ____号					

* 裏面の注意事項を確認のうえ、記入してください。

旧

様式第13号

(様式第13号)

未支払 児童手当・特例給付 _____ 請求書												
死亡した受給者	死亡時の所属					所属コード						
	氏名					死亡年月日						
	職員番号											
養育していた児童	氏名	続柄	住所				手当月額					
							円					
							円					
請求内容	受給済期間	年	月	分	まで	請求者の手当月額(A)	円	請求月数(B)	ヶ月分			
	請求期間	年	月	分	から	請求金額(A)×(B)	円					
支払希望金融機関	金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種別	口座番号	口座名義人(か)					
備考												
<p>____年 ____月 ____日</p> <p>福島県教育委員会教育長 様</p> <p>(請求者)</p> <p>住所 _____</p> <p>死亡者との続柄 _____</p> <p>氏名 _____</p>												
※ 処理	支給決定 請求却下	決定年月日				通知	第 ____号					

* 裏面の注意事項を確認のうえ、記入してください。

新	旧
<p>様式第13号（裏面）</p> <p>（記入上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本請求書は、児童1人につき1枚、児童本人を請求者として作成してください。 2 「養育していた児童」の欄は、児童手当_____の受給資格があった者（死亡者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをしています。）をしていた児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の全てについて記入してください。 3 <u>「児童の兄弟等」の欄は、児童手当の受給資格が受給資格があった者（死亡者）に経済的負担（監護に相当する必要な世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていること）のあった18歳に達する日以後の最初3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の全てについて記入してください。</u> 4 本請求書に記入する「年月日」は全て和暦で記入してください。 5 「請求内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「1」の児童手当<u>の</u>受給資格があった者（死亡者）に支払われるべき児童手当等で、まだその者が支払を受けていなかったものについて、請求者1人あたりの期間及び金額をそれぞれ記入してください。 6 「支払希望金融機関」の欄は、請求者本人の口座のみ指定できます。 <u>親族であっても、請求者以外の口座に支払うことはできません。</u> 7 ※以降の欄については、認定者が記入するため、請求者は記入しないでください。 	<p>様式第13号（裏面）</p> <p>（記入上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本請求書は、児童1人につき1枚、児童本人を請求者として作成してください。 2 「養育していた児童」の欄は、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の受給資格があった者（死亡者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをしています。）をしていた児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の全てについて記入してください。 2 本請求書に記入する「年月日」は全て和暦で記入してください。 3 「請求内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「1」の児童手当<u>等</u>の受給資格があった者（死亡者）に支払われるべき児童手当等で、まだその者が支払を受けていなかったものについて、請求者1人あたりの期間及び金額をそれぞれ記入してください。 4 「支払希望金融機関」の欄は、請求者本人の口座のみ指定できます。 <u>親族であっても、請求者以外の口座に支払うことはできません。</u> 5 ※以降の欄については、認定者が記入するため、請求者は記入しないでください。

新	旧																																				
<p>様式第14号 (様式第14号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属) (氏名) 様</p> <p style="text-align: center;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">未支払 児童手当 _____ 支給決定通知書</p> <p>年 月 日付で請求のありました未支払児童手当 _____ の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%; text-align: center;">支 払 の</td> <td style="width:15%;">支 払 期 間</td> <td style="width:15%; text-align: center;">年 月 分から 年 月 分まで</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>支 給 金 額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">内 容</td> <td>支 払 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 方 法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支 払 の	支 払 期 間	年 月 分から 年 月 分まで			支 給 金 額		円		内 容	支 払 年 月 日	年 月 日			支 払 方 法				<p>様式第14号 (様式第14号)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(所属) (氏名) 様</p> <p style="text-align: center;">福島県教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">未支払 児童手当 ・特例給付 支給決定通知書</p> <p>年 月 日付で請求のありました未支払児童手当 ・特例給付 の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%; text-align: center;">支 払 の</td> <td style="width:15%;">支 払 期 間</td> <td style="width:15%; text-align: center;">年 月 分から 年 月 分まで</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>支 給 金 額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">内 容</td> <td>支 払 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 方 法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支 払 の	支 払 期 間	年 月 分から 年 月 分まで			支 給 金 額		円		内 容	支 払 年 月 日	年 月 日			支 払 方 法			
支 払 の		支 払 期 間	年 月 分から 年 月 分まで																																		
	支 給 金 額		円																																		
内 容	支 払 年 月 日	年 月 日																																			
	支 払 方 法																																				
支 払 の	支 払 期 間	年 月 分から 年 月 分まで																																			
	支 給 金 額		円																																		
内 容	支 払 年 月 日	年 月 日																																			
	支 払 方 法																																				

新

旧

様式第15号

(新規)

様式第15号

児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童の兄弟等用）

福島県教育委員会教育長 様

【申立人】

所 属

氏 名

私は、「児童手当法」第6条第2項第2号に定める留学等の理由により国外に居住している児童の兄弟等について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費の相当部分を負担していることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

I 留学している児童の状況等	(1) 氏名〔性別〕(生年月日)	[男・女] (年 月 日生)
	(2) 留学期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日
	(3) 留学している教育機関等の名称	
	(4) 留学の目的	
	(5) 居住地(国名・居住地)	
	(6) 児童の兄弟等と同居している者の氏名(続柄)	・ () ・ ()
	(7) 留学前の国内居住状況	・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 - ・ 年 月～ 年 月 〒 -

(裏面に続く)

様式第15号 (裏面)

2	(1)	父母等の氏名・住所	氏名 (続柄)	住所
			()	〒 -
2	(2)	監護相当の状況 (面会など)	()	〒 -
			()	〒 -
3	(3)	生計費の負担の状況 (生活費の送金状況等)		
3	(添付したものに) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書等) <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) <input type="checkbox"/> 翻訳書 (添付書類が外国語で記載されている場合) 			

(記入上の注意)

- 1 (2)「留学期間 (予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日 (予定日) を記入してください。
- 1 (6)「児童の兄弟等と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童の兄弟等と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況 (日本国内の居住状況については住民票上の住所) を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の兄弟等の父母等 (申立人) について記入してください。
- 2 (2)「監護の状況」欄及び (3)「生計関係の状況」欄は申立人 (児童手当の請求者) と児童の兄弟等の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類 (留学先の教育機関等から発行される在学証明書等) を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者 (親族以外) の方の翻訳書を併せて添付してください (当該翻訳書に翻訳者の署名、押印及び連絡先を記載してください)。

様式第16号

様式第16号

監護相当・生計費の負担についての確認書

福島県教育委員会教育長 様

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。
申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

記

1	氏名	生年月日	住所	性別	職業等	通学先	卒業予定時期	申立人による監護相当の状況	申立人による生計費の負担の状況
	平成 年 月 日								
	学生・無職・その他							1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.同居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他
2	氏名	生年月日	住所	性別	職業等	通学先	卒業予定時期	申立人による監護相当の状況	申立人による生計費の負担の状況
	平成 年 月 日								
	学生・無職・その他							1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.同居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他
3	氏名	生年月日	住所	性別	職業等	通学先	卒業予定時期	申立人による監護相当の状況	申立人による生計費の負担の状況
	平成 年 月 日								
	学生・無職・その他							1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.同居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

【申立人】

所属

氏名

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

様式16号(裏面)

<p>注意</p> <p>1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄姉等について記入の上、提出して下さい。</p> <p>2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。 ① 児童福祉法に規定する従業者 ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。） ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、教養施設、更生施設、日常生活支援居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）</p> <p>3 生計費の負担をしていることは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。</p> <p>4 「住所」の欄については、実際居住している住所を記入してください。</p> <p>5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。</p> <p>6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。</p> <p>7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込み</p>

(新規)